

【取引別のお手続き】

《貯金》

- 「相続手続依頼書」によりお手続きを行っていただくお取引
 - (1) 貯金取引（当座性貯金を除く、普通貯金、定期貯金等）の解約または名義変更
 - (2) 普通貯金通帳等の紛失
 - (3) 貸金庫の解約解約手続きが必要となります。なお、解約に伴う貸金庫開閉は、相続人全員の立ち合いが必要になります。
- 公共債、投資信託の解約（売却、買取）または名義変更
 - ※名義変更される場合は、実際に相続財産を受けられる相続人の方（ご自分の名義に変更される相続人の方）
 - ※当座貯金使用していない小切手・手形等をご持参のうえ、当JA所定の手続きを行ってください。

《融資》

- 貯金取引とは別に相続手続きが必要になります。また、お取引の内容によって手続きの方法や必要書類が異なりますので、詳しくはお取引店舗の融資担当者までご相談ください。

《共済》

- 共済のご契約がある場合は、貯金とは別に相続手続きが必要になりますが、ご契約内容によって、手続き方法や必要書類が異なります。
- 生命・傷害共済では被相続人の死亡等による共済金請求手続きが必要になる場合がありますが、被相続人がお亡くなりになる前に通院、入院、所定の手術を受けた場合など、ご契約内容によって手続き方法が異なります。
- 詳しくはお取引店舗の共済担当者までご相談ください。

《出資・JAさがみ組合員カード》

- 出資のある方が、死亡された場合は、貯金とは別に相続手続きが必要となります。
- 相続人の方が被相続人の出資持分を引継ぐ場合は、組合員資格がある相続人に限り、被相続人の出資持分を引き継ぐことができ、当JA所定の様式等に相続加入者様の署名押印が必要となります。
- 相続人の方が被相続人の出資持分を引継がない場合は、出資金は被相続人の死亡日の属する年度の翌年度5月に開催される総代会終了後、口座振込による払戻しとなります。
- JAさがみ組合員カードは、当JAに所定の様式を提出した時点で利用停止となります。また、名義変更手続きはできかねますので予めご了承ください。

《購買・販売》

- 被相続人の貯金口座等より、支払い予定の商品購入代金等については、別途お支払いください。また、ご予約されている商品がありましたら、各地区営農経済センターへご相談ください。
- 被相続人の方が直売所出荷者の場合は、出荷者登録解除が必要になります。詳しくは、出荷先である直売所にお問い合わせください。
- 被相続人の方が上記以外の出荷者の場合は、出荷者変更・削除登録が必要になります。詳しくは、各地区営農経済センターにお問い合わせください。